



懷舊日記事

二



懷舊記事 第二卷

西國も不敵を計る五端の士も蘇帰せ

舍雪居士口述

秋月新太郎筆記

是月十五日君公ハ直書を下して止戦講和の不得已  
よ出づること且後來益尊王の大義を貫徹せんと  
するの旨を諭告せらる其文よ曰く

今度京師變動ありしより、尊王の微志ハ却て朝  
敵の姿とふり、攘夷も一己の攘夷とふり、尊靈へ對  
一奉りて、恐懼限りふし、左きば是迄覺悟せし事ふ  
きども、此際よ當り、二州の人民盡き果るまで掃攘  
せしむるハ實よ遺憾の至りふり、依て今和を講を

門リ伊  
聲  
745  
2

るハ外患を緩めて、再び尊王の大義を天下に貫徹せんと欲する所以ふり、汝等此深意を熟考し、愈謹慎勉勵し、父子の指揮も隨ひ、進退肝要も候也。又同月晦を以て左の直書を下さきたり。

今般追討軍勢被差向候由相聞元候、其節も至りてハ誠意恭順を盡し、條理明白も可及辯解候、不得已若一致亂入候節ハ多年の微衷不愧天地、死を以て奉酬鴻恩のみ、此旨深く相心得、於遂奉公ハ可爲本懷候也。

然るも萩も於てハ俗論紛起し、政府の意向并も予輩の所爲も不満を抱き正議の士を籍制せんと謀きり元來萩の士族ハ數年來有志の尊攘も從事するを見

て甚ざ心も快一とせば其守舊を喜び、進取を憎むの念慮ハ日々増長し、動もすきバ機も乘ト有志の士を退けんと計畫せること一日の故も非を然るに京師の敗報と馬闘の講和とを以て乗るべき機會ふりと一同臭一味黨與して清光寺も屯集し、或ハ兩公も拜謁し、或ハ岩國侯吉川監物も依頼し、幕府も向て寛典の處分を乞ふ可一とて朋黨比周して其論を主張して曰く今の政府ハ防長を壊亂するの逆賊なり曰く今の政府ハ其組織を改革せざる可からばと云々ト加ふるも益田福原國司の三大夫が京師の敗後皆謹慎して萩も閉居したるより俗論黨益其勢を得るよ至れり。於是諸隊ハ書を政府も上り大も痛議をへ

ト決一予ハ九月六日を以て福田俠平時山直八藤村太郎等と俱々建白書を持て山口より赴けり其書小曰く

御國家御危急の期より至り、今更申上候迄も無御坐既より去月晦日被仰出候御直書附之旨、孰も奉感服候、當節より候て、賊徒日より境より相迫り候様子追々傳承仕候、就てハ御直書附之旨、死力を盡し相守り候ハ臣子の分、素より申迄も無御坐候、外ハ虚弱を御示し内ハ益御充實、整肅として御待の外御良策有御坐間敷奉存候、然る處思召も可被為在儀より候得ども、廟堂御一新被遊候御様子、何とも奉恐入候得ども、孰も迷惑仕候、廟堂御一新ハ則

ち乍恐君意被遊御動搖儀より有御坐間敷候哉と奉伺候、此餘御良策も可有御坐候得とも、此危難より立至り、右様の儀不堪痛憤悲泣之至、先般止戰講和の儀より付てハ、御兩國中ハ不及申、天下の有志一旦方向を相失ひ罷在候處、前斷御直書附被仰出候より付てハ、君意御確定の所、乍恐奉伺、一統奉感喜益勉勵罷在候處、此際より當り、御一新被遊候てハ尚更人心沸騰有志途を失ひ申候、假令御深謀可被為在候とも、御國是より相拘候儀より有御坐間敷やと、悲泣之餘、不顧忌諱、區々の微衷、建白仕候、誠惶誠恐謹言

九月

奇兵隊中

然きども政府ハ既より俗論黨の迫る所とふきるを以

て諸隊の建言を採用をること能をざるゝ如一予輩  
ハ尚山口より留り八日及び十二日に於て更に建白す  
る所あり其八日の書も曰く

不顧賊陋奉申上候先般京師變動後ハ偏も御恭順  
を以て御誠意被為貫との御事付てハ乍恐奉體  
其旨候者種々有之候處就中御恭順と有之候ハ御  
家來中ハ素より下々末々至る迄偏も恐懼罷在  
諸藩襲來の御手當向等も器械運送ハ不及申諸所  
出張屯集ふど有之候てハ第一被為對天子御恭  
順の筋を缺き且つ御誠意天下も貫徹難仕との事  
一切難解其意儀も有之候元來先般京師騒擾も付  
てハ日本國中誰一人として恐懼不仕者ハ無之然

るゝ其由て起る所ハ去年八月奸賊壅蔽矯  
欺天下候よりの事にて此往日月地も墜ざる限り  
ハ為神州何所までも奸賊を斬除不仕てハ不相叶  
候處如何も禁闈の下擾亂之儀恐懼も不被為堪  
既ニ三大夫以下嚴重も慎み被仰付天幕へ其段  
被仰立只管御恭順を御盡一被為在候事も御坐候  
左様候て尚襲來仕候事實以て不條理の儀決て  
聖天子の叡慮も不被為在ハ不言して分明の事も  
御坐候就てハ奸賊防禦の為め夫々出張屯集等仕  
り武門の恥辱を不請候様覺悟仕候て被為對  
天子御恭順の筋相缺キ儀ハ斷て無之候右様條  
理分明も有之内兎賊を除候以後夷狄を制をべき

を天下へ御示し被為成防長二州の必死を以て、上  
不違 神明下不愧億兆偏ニ誠の一宇を以て、千載  
の下ニ御懸け被為遊候事、天下ニ貫徹難仕トハ、實  
以て難解其意、曖昧模糊よて姿計り誠意を見せ懸  
け、區々一二藩を頼み合せ、奸賊の心を慰諭せんと  
欲するよ過ぎざるのみ、然る處説者猶曰く、萬一も  
賊兵闖入候ハシ、臣子の分一人よても決て吾土を  
犯させ候てハ不相濟、其節ハ必死決戦勿論の事よ  
て、兼々力を養ひ置候ハシ、何時も手配可相成前々  
より處々方々へ出張屯集ふどよハ及び不申、且右  
様鎮静ニ罷在リ恭順を盡し候也、御誠意天下を  
感格し、決て襲來致候者ハ有之間敷との事、更ニ其

要領を不得事ニ有之候、何とかきバ、賊兵既ニ闖入  
の期ニ至リ、御家來中一統悉く才力兼備仕り居リ  
候ども、數十里を懸隔て、俄ニ脅懲の御手配相調候  
事ハ、逆も不相叶、假令相叶候様ニ十分に御國政相  
届候ハシ、兼て出張屯集候とも決て粗暴の儀ハ不  
仕、況や奉對 天子奉對 吾公御恭順の思食を奉  
體せざるものあらんや、況や兇賊既ニ乍恐 主上  
をさへ不奉憚程の事ニ有之、寧ろ能く一點の大義  
を顧み候也ん哉、亦何ぞ露程の惻隱の心有之べき  
や、然るニ猶昨來年引續き、御兩殿様不容易御勤  
勞被遊、千縷萬端御心を被為碎候得ども、種々様々  
奸慮を凝し、終ニ今日の如きニ差迫り候折柄、豈能

く一朝又反然其心を改め可申や、唯其笑を請候而已又可有之候、假令他の一二藩御誠意も感佩仕り、氣付筋を申立候とも、馬耳の風よりも甚敷候、左候て吾藩ハ現場挫摧の姿も相成候、隨て各藩も自然俗論沸騰し、畏縮因循罷在、偏も奸賊の願使も隨ひ候様相成候、必然の事ふて、天下を感格へ思ひも寄らば、却て天下を迷亂仕り、是所謂姑息誤國の俗論と申者も有之候、此上ハ乍恐御兩殿様、非常の御英斷被為遊、二州を擧て御籠城と御覺悟被為極、兼て被仰出候。天朝への御忠節、幕府への御信義、御祖宗様へ御孝道、一誠萬古を御貫き被為遊候て、御末家様始め御國中一統も、夫々防禦の手段

肝要の儀、嚴然被仰付、實備速も相調ひ、來らざるを不持、待つあるを恃み、人心の方向屹度相定り候様被仰付度奉存候、時機日々も切迫を優柔不斷も敵謀を長ト候事、遺憾如山、實以て臣子の情、安堵の思を為さむ候事も候間、不得止鄙言奉申上候、干冒大威、伏て奉待死罪候、誠恐誠惶頓首再拜白、

甲子九月

奇兵隊中

脅懲隊中

集義隊中

野村靖之助

其十二日の書も曰く

一定不拔の御國是、固より御變革へ被為在間敷

候へども、猶以御擴充肝要と奉存候間、又々鄙言申上候、斯る切迫の御時節へ、御内政何歟と多端々相亘り不申、簡易々御處置肝要と奉存候、昨日建白仕候通り、四面の大敵と申ふから、左程御苦慮被遊候儀へ有御坐間敷、却て御不幸中の幸と奉存候、乍恐甲洞春公以來の御勤、王尚又先年來、皇朝復古の儀よ付、被為對。王家別て御勤勞、仰て不恥天俯て不愧地の儀と奉存候、奸賊當要路、暫く蔽塞仕候得ども、去月晦日被仰出候御直書附の通り、萬端御處置被遊候へバ、御開運不遠へ必然の儀よ御坐候、縱令大舉襲來仕候とも、乍恐御畏縮無之様、肝要よ奉存候、楠公赤阪城のこめーも有之、遠來の賊徒

を御制へ被遊候よハ、外虛弱よリて内充實、逸を以て勞を待ち、虚々實々變化萬態の御戰畧を以て、偏よ御持久の御策、肝要小奉存候、當今天下を擧て愚考仕候よ、奉對御兩國挾私怨候諸侯へ、大よリて薩會、小よリて藝倉、其他ハ無據奉命襲來仕候とも、其眞實戰ひ候心底よ無之ハ、偏よ御兩殿様の御正義、海内よ充満し、人心感服仕候儀と奉存候、彼薩會と申候ても、懸軍萬里、兵糧器械の運送、其他百物自國より取る事、不便利の儀よ付、自然と物價高直、人心沸騰仕り候儀へ、必然の儀よ奉存候間、御内政少一も御變革無之、御恭順外虛弱を御示し、内不可當の實をふし、御持久被遊候へバ、曠日彌久、不堪疲弊、

自然と困屈仕候間、其節より變化百出の御戦畧  
被遊候へた。洞春公之御鴻業、目の前と奉考候處、道  
路の言を傳承仕候よ數百年來の御鴻恩を戴ふが  
ら、削土地乞降ふどの流言、實以て御國內の大敵と  
奉存候、其故ハ、唯今寸地尺土さりとも相譲り候模  
様有之候時ハ、御兩國ハ不及申、如何計歟御難題よ  
立至候も難計、不堪悲泣之至、御内政確乎不拔の御  
戦備、片時も御因循無之様、御急務と奉存候、諺よ所  
謂油斷大敵と申を如く、一日御猶豫被遊候へば、一  
日の士氣相弛ミ、實以て安危存亡よ相拘り申候、箇  
様再三申上候も奉恐入候へども、何も御急務と奉  
存候間、不顧忌諱、建白奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

九月

奇兵隊 中  
膺懲隊 中  
集義隊 中  
御楯隊 中

諸隊ハ山口政府の形勢の危急かるを聞き奇兵膺懲  
集義諸隊より各兵若干を水上よ出、陰然政府の保  
護を為せり、予輩ハ更よ野村其他同志の士よ謀り兩  
公よ拜謁陳辯、又ハ岩國侯よ事情を縷述して大義  
名分を論ト遂よ岩國の執政有福新介等と爭論數時  
よ及べり、新介を巧小雄辯を揮ひて時事を論議し其  
説く所ハ予輩と意見を同くをろぐ如くふれども其  
結局よ至きバ頗る歸著を異よして決して予輩の説

を納るゝは非ば、其言論を紆餘曲折よりて予輩を籠絡せんと欲するゝ過ぎざり一ふり、此間政府も立つ所の同志へ奔走周旋を力めされども俗論已ゝ其氣燄を逞く一毫も效驗を見ざるを以て予へ慨嘆よ堪へにして尋て三田尻も歸り猶人を山口も出一政府の動靜を伺そむ

初め京師の變未だ起らざるゝ當りてや世子君ハ三條公其他四卿と海路上京の船も搭ぜられ一ヶ多度津も至りて京師の變報を聞き皆途より西も還られたり。時も野村靖之助ハ條公も從ひて此行ふ隨ひたるが公も説て曰く今京師の敗報防長も達せば俗論の沸騰する知るべきふり是時も當り西還せらるゝ

も甚ぞ不得策ふりとれ寧ろ備前因州の間も依り義舉を圖るゝ如くば、條公聽きぞして曰く己小長門世子と約したる事あきば必ず長州も還るべし、野村ハ言聽きざるを以て途上より暇を請ひ因備も入りて説くゝ勤王の事を以てせんと試みくるゝ二藩も亦議論頗る雜擾遂も志を得る能もに有志者の嚮導も賴りて漸く京師も出づるを得たり因て會薩の巨魁を刺して死せんと企てゝも亦果さば乃ち飛脚の裝を爲し歸國の途も就き八月中旬上之關も達一馬關の戰況と講和の模様とを聞き遂も山口も入り謁を君公も乞ひ京師の動靜并も人心の嚮背をる所以を陳し國是を挽回せんことを述べくるゝ公唯熟

慮すべしと答へらきるのみ、後數日野村ハ左の書を裁して之を上りた

不顧忌諱奉申上候、皇國の御大事、御國の存亡、實以て今日より危きハふし、御國是一毫半釐までも動搖仕候てハ、他日さとひ俊才卓識の士幾十人有之候とも、如何ともすべからざるよ至り候ハ必然の事よて、此間名義千載、御立貫き、利害當世を御見透し被為在、確乎不拔の御國是、屹度相立不申てハ不相叶と奉存候、元來尊攘の儀、天下萬世不可止事、素よりの儀よて、殊々御兩殿様、一入御誠意を被為込、偏へよ御慮御遵奉、外夷御掃攘被為遊去、去年八月十八日京師變動の後ハ、更よ一層の御誠

意を以て、追々御歎願被為遊候へども、奸賊滿朝、未だ御誠意貫徹難仕候處、上ハ有栖川宮を始め奉り、下ハ草莽の士よ至る迄、偏よ御國を以て全く神州の正氣と奉仰、隨て進退舉動仕候處、先般天王山一舉よ付ても、既よ天幕へも御届被仰立、仕儀分明、露不ども天地よ御背き被為在候儀ハ無之候處、奸賊此機よ乘ト、是迄の御誠意をも取挫ぎ、正氣も根を斷むと欲し候折柄よ、毫釐も御國是變轉の儀有之候てハ、乍恐從來、天朝へ御建白被為遊候も、全く反古同様と相成り、有栖川宮を始め奉り、下草莽の士よ御對し被為遊、如何御答可被遊哉且他日萬一も他より雲霧を斬拂ひ候後よ、何様の御口上

を以て御挨拶可<sub>レ</sub>被遊哉、況や千歳の後青史の表<sub>ス</sub>相顯き、御門閥旁、御神靈様へ被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>對、恐懼の至<sub>ス</sub>奉<sub>レ</sub>存候、此段幾重<sub>ス</sub>も御熟考被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊候て、名義千歳<sub>ス</sub>御立貫き不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候て<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>相叶<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候、然る處、今般征討の名を以て諸藩襲來の儀<sub>ス</sub>付<sub>テ</sub>ハ、種々の議論も有<sub>レ</sub>之由<sub>ス</sub>御座候へども、既<sub>ス</sub>名義千載<sub>ス</sub>御立貫き被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊候思召<sub>ス</sub>御坐候も<sub>ド</sub>、安危存亡を素より度外の事と奉<sub>レ</sub>存候、暫く其強弱を論候へば、たとひ敵賊强悍、食足り兵足り候とも、數百里の遠<sub>ス</sub>大軍を懸け、日々千金の費を空くし、我<sub>ハ</sub>直彼<sub>ハ</sub>曲逸を以て勞を待ち、安<sub>ス</sub>居て危を討ち、我<sub>ハ</sub>天險の地<sub>ス</sub>在り、彼<sub>ハ</sub>反<sub>ス</sub>之、況や彼の人心も、我<sub>ス</sub>服屬<sub>ス</sub>、我

の米鹽<sub>ス</sub>彼の仰<sub>ク</sub>所、數月を不待<sub>テ</sub>て人心自ら我<sub>ス</sub>歸<sub>ス</sub>、賊兵自ら離散可<sub>シ</sub>ハ、目中の事<sub>ス</sub>御座候、萬一も吾藩畏縮挫折の形、少<sub>シ</sub>よ<sub>ト</sub>ても相顯れ候様<sub>ス</sub>て<sub>ハ</sub>、賊膽益張り士氣彌衰<sub>ス</sub>、諸藩の内<sub>ス</sub>正義と見込候も、俗論沸騰仕り、飄て賊軍と相成り、如何様順序を立て申聞候とて、奸賊決て一點惻隱の心を生<sub>ト</sub>候事<sub>ハ</sub>思ひもよらず、不戰<sub>シ</sub>て屈<sub>ス</sub>、全く敵の術中<sub>ス</sub>陥り、活路を求て死地を取り、死地<sub>ス</sub>入て活路を得候<sub>ハ</sub>、此間の勢と奉<sub>レ</sub>存候、此段篤<sub>ト</sub>御熟考被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊利害當世を御見透<sub>シ</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊度奉<sub>レ</sub>存候、頃日風<sub>ス</sub>奉<sub>レ</sub>承候へ<sub>ハ</sub>、賊兵襲來候とも、偏<sub>シ</sub>御恭順を以て御取扱被<sub>レ</sub>仰付<sub>ス</sub>、如何様難題申掛候とも、否や<sub>ハ</sub>不

被仰出との御様子は有之候由、素より一片の御誠意より出候事、悲泣の至り又不堪候へども、乍恐千歳の大義、御見込違ひ被為遊候様奉存候、不然ば御國の利害も渉り、一時權謀を以て御處置被為遊候御事も候も、是又乍恐御見込違ひと奉存候、前條申上候通り、此間も當り候て、實以て無他道奉存候、萬一も右様思召し定め被為在候て、獨り奸賊の笑を受け候のみふらば、天下正義の輩も偏り御國の爲も賣られ候と奉恨候事も相成、眞實一點の活路も無之、且千歳の汚名を取り、何とも奉恐入候、況や頃日削地乞降の説、専ら相唱へ候者も有之候由、鄙野の見識、全く畏縮の心を抱き、國家君父

を不義不忠も陥いき候こと、王倫秦檜の如くも不少候、往昔關ヶ原御一戦の第も、御籠城を奉勸候者も、何きも五十以上の老人も、被遂御一戦候様奉勸候者も、少年血氣も有之候由、往昔の老人當節も罷在候も、今日果していづきを奉勸候歟、御熟考被為在候て、確乎不拔の御國是速も御一決被為遊防禦の御手組肝要と奉存候、卑賤の私奉恐入候へども、殊も奉蒙寵命、且過日於御小坐敷拜謁被仰付候節、委細奉陳述御熟考可被為遊との御事被仰聞候折柄、賊兵既も四境も塞り候て、今日未だ方向も不相立候次第、黙々罷在候て、不相濟不顧忌諱奉建白候、僭越の罪、萬所不免奉待斧鉄の時候、誠恐

誠惶昧死再拜

野村靖之助

然るゝ其後形勢日小危急ふるを以て野村ハ憤激ニ  
堪ヘビ九月十三日更ニ書を政府ニ呈シ國是挽回の  
實效を見ざきバ此座を退クドトまでニ斷言シ飲食  
を絶つこと一晝夜其文ニ曰く

罪餘の賤臣、飄て莫大の寵遇を奉蒙、未能以身殉  
國、因循今日ニ至リ、御國難累卵の危ニ相迫リ、實以  
て身家の所措を知らば、恐懼倉皇の至ニ不堪奉存  
候、然る處、先日來俗論沸騰、政府御一新の御模様奉  
伺、追々建言等仕候處、御國是の儀ハ更ニ御動搖  
不被爲在候ニ付てい、建言仕り候儀御採用ニ也可

相成との御事、被仰聞、深く奉感銘、此上ハ正邪の辨  
速ニ相立候様奉願、日夜企望罷在候、然る處、御實行  
今日ニ至リ未だ一事の驗レフ、時々罷出奉伺候  
ヘども、更ニ其要領を奉拜承候事も不相成、夜ハ日  
ニ移り、日ハ夜ニ移り、大敵四塞の折柄、萬機留滯仕  
り居リ、坐ふぐら滅し、立ふぐら亡び、天地ニ捨られ  
鬼神ニ恨まれ候て、千秋の汚辱を請け候様ニ相成  
候事、忠臣義士の痛哭流涕ニ不堪所ニ有之候、伏て  
惟るゝ、自古是を是とて不能舉、非を非とて不能  
能退ハ、正氣磨滅の基ニ有之、此間正邪曲直分明ニ  
御決著被為遊偏ニ御雄斷を以て、屹度御處置被為  
在、君上をして千秋の汚辱を取らせんとセリ井

原主水兼重淳助輩を、速々嚴譴被仰付。其餘俗論よ  
阿黨せしものども、夫々罪科被仰付。純正無二の前  
田孫右衛門其外を、速々被召出。御委任被仰付候ハ  
バ、獨り 御國の幸のみからば、實は神州の幸よ  
て、乍恐 天朝への御忠節、幕府への御信義、御祖宗  
様への御孝道彌以て御誠意千歳よ貫通仕永く  
宗社の御大福と懇願の至々不堪奉存候。卑賤の小  
臣叨りよ國家の大事を議候事、其罪素より不輕、自  
今以後米鹽を絶し、謹て奉待嚴譴候。臣若一果て一  
點私モる所ありて申上候事よ候も、天地神明の  
罰、決して免るゝ所よあらば、偏々為天下為邦家速  
々御雄斷被仰付度。懇願慨切の至々不堪奉存候。誠

恐誠惶頓首百拜。

甲子九月十三日 差出

野村靖之助白

翌十四日此建言を嘉納せられ御飯を賜たり。尋

て諸隊より又左の書を上りたり

本月六日同八日同十二日及野村靖之助より以上  
四通の建白、孰きも。御國是御確定、尚又廟堂御一  
新の儀、利害得失、區々の微衷申上候處、一々御採用  
舉り候をのみ相待、最早廿日の餘よ及び申候。御國  
家御重大の事ゆゑ、素より丁寧反復申上候迄も無  
御坐候、就中監物様、御出府被遊候よ付て、是非善  
惡とも、御參謀可被為在候へども、御英斷の外

有之間敷と奉存候、元來一昨年來、朝廷の御基本、  
海内の形勢、愚夫愚婦迄も傳承仕、御兩殿様の御  
趣意奉體し罷在候様奉考候、當今天下を擧て愚考  
仕候よ、實よ一大強國と奉存候、何とかれハ、二百餘  
年偷安の風習難去、徒らよ夷蠻の術中よ陥り候折  
柄、御兩國よ於てハ、既よ昨年攘夷御手始被遊候よ  
りて、士民何とかく死地よ入申候、折角死地よ入  
候士民を以て、彼偷安の敵國懼るゝ足る者聊々  
無御坐、先達ても建白仕候通り、乍恐御踟蹰無之様  
肝要よ奉存候、箇様再三申上、壯年血氣よして徒ら  
よ好戦候様思召の程も奉恐入候へども、幕府多年  
の暴政、萬民塗炭の苦み終よ天朝蔑如の極、素よ

り被遊御洞察、不被為忍儀よりて、御祖宗様以來  
の御宿志、今日よ至り御奮發被為在候事ゆゑ、今更  
御踟蹰被遊候様よてハ、却て御忠孝よ被為拘候様  
有御坐間敷哉と、一統愚考仕候、不顧忌諱再應申上  
候も、實よ奉恐入候へども只管御功業之御成否奉  
伺度、悲泣の餘、區々の微衷建白仕候、誠恐誠惶頓首

甲子九月十九日差出

奇

兵

隊

中

齊懲隊中  
集義隊中  
御楯隊中

九月二十五日君前の會議よ於て正議俗論の兩黨激  
論、遂よ夜よ入きり、井上聞多井上ハ時々小も其席郡代官役

より力を極めて正議を主張し俗論を排斥せり退散の歸途圓龍寺井町讚門前よりて何人とも知らず之を要擊して重傷を負わせたり、圓龍寺へ曩日より俗論黨ゲ屯集する所ふきば此要擊も亦此輩の所爲ふるべーと察せらきより、又政務役麻田公輔ハ時勢の容易ふらざるを察し遺書ハ割腹せり既よりて江戸より歸りたる者の報を聞くより幕府ハ二十一諸侯モ令モるより防長追討の事を以て各自の藩地モ於て出陣の兵備を整へ以て指揮を待コトむるの趣ふり、時勢如此ふるを以て奇兵隊ハ又左の書を上りこり、  
去年八月會薩の二奸ハ勿體ふくも朝廷を奉壅塞

より以來年來被爲盡候 御誠意も貫徹不仕、日夜御寢食も不被爲安、御煩慮被遊候次第、臣子の情、如何にも切歎悲泣の餘り、不圖も當秋京師の變動立至り、御誠意貫徹不仕のみふらば終モ朝敵の名をも被爲蒙、且馬闘も一個の攘夷と相成、不得止止戰講和の御策略立至り候へども、天朝へ御忠節、幕府へ御信義、御先祖様へ御孝道モて尊王攘夷の御誠意不被爲霽てハ不相濟儀モ御坐候へども、二奸ハ益、朝廷を壅塞シ、幕威を假り、朝命を矯制シ種々の邪謀を以て、我廟議を動搖させ、人心を離間シ其上モ列藩の兵を以て己ダ十分の慾を逞シする手段モ可有シ之儀ハ明々彰々と可申、

既マ先月晦ヨ被仰出候御直書マテ御國論御確定仕リ居リ候ヘども、三大夫の身の上容易マ御處置被リ遊間敷様奉存候マ恐於無之内ハ如何計リ、御手を被リ盡候テも、御誠意被リ為シ霧候期ハ毛頭有リ御坐間敷幾重も外ハ御恭順、内ハ益御充實、素ヨリ大割據の勢ヨ無レ之テハ相成申間敷、依レ御策畧ヲ以テ、三太夫御救助の御處置不被リ為シ廻候テハ、國內紛亂も難計シて、内益充實と申所ヨ相叶ヒ申間敷候、何トふきば則チ賊兵襲來の節、彼家來の者共、必死敵愾の氣節を以テ、御役ヲ立ト不立とハ、御國の兵力ヨ關係仕候所、不容易儀ヨハ有リ御坐間敷哉、是等の儀、私共區々言上シ仕候までも

無御坐候ヘども、不戰リて人の兵を屈スルるの謂マて、不識不知奸賊の術中ヨ陥リ候テハ、死リて地下ヨ瞑目も不得シ、殘念無窮、此儀篤ト御熟考被リ為シ遊候様、伏タ奉願候、誠恐誠惶頓首々々、

甲子九月廿九日差出日

奇兵隊中

此時マ當リ君公ハ既マ谷論黨の為メ擁せられ人心鎮撫と稱シ十月三日を以テ強テ駕ス萩ヨ轉ゼられ有司も亦俗論黨中ヨリ登庸せらキさり奇兵隊ハ野村と共マ世子君ヨ謁シ建言シて曰ク不顧忌諱、昧死奉言上シ候、先日、御兩殿様萩表ヘ御出被リ遊候御儀、素ヨリ御國是御動搖無レ之テ彌シ以テ御確定被リ遊、俗論御輿壓の為メ御出被リ遊候付

諸隊とも鎮靜よ善控罷在候様被仰聞謹て奉得其旨候然る處今般政府御人撰の次第ハ乍恐如何の御事も被為在候哉俗論御鎮壓ふて無之全く俗論御用ぬ被為遊候御事御國是御動搖無之とも難申長歎悲泣の至々不堪奉存候元來此間の勢ハ實以て神州の御大事御國の存亡も係り候事より上下一致屹度御偉業相立不申てハ不相叶候御大事の次第諸沸騰仕候者共へ追々御督責被為遊候て猶頑陋申出候ハゞ其者ども先祖へ對し候ても國家を誤候事を君上へ奉勸候てハ不相濟尚亦乍恐御先靈様へ御對し被為遊家國を誤り候者ども御登用被爲在候てハ不相濟況や亦天下の笑を請け

千歳の辱を取候のみふらば天地鬼神の恨も不少臣子の至情悲憤激切の至々不堪奉存候乍併御兩殿様とも追々被仰聞候御旨も有之今般の儀深重の思召も可被為在歟と奉存候へども右様御正義日々萎靡仕候様にてハ諸隊一統苦思煩慮よ不堪罷在候何卒追々被仰聞候通確乎不技の御國是速よ相定り國家萬古の遺憾よ不存候様偏よ御雄斷を以て政府の者共已前の通全く以て御登用被為遊俗論黨屹度嚴譴被仰付賞罰嚴明御國威四海よ通徹仕候様伏て奉懇願候誠恐誠惶頓首

甲子十月三日

奇兵隊中  
野村靖之助

已よ一て世子君も亦遂々其翌日萩より赴き、噫  
局面の一變するや此より至り。予ハ竊々謂へらく奇  
兵隊ヲ曩々小瀬川口の先鋒、らんことを豫期し、  
るも内訌已よ此より至るを以て先づ内訌戡定の策を  
ふし然る後より外事より從をさる可からばと因て屯陣  
の地形を案するは三田尻より上國往來の官道より接近  
して動もをきバ諸人の注目を惹くの恐あて、之より反  
は於て又山口より來往するよりて兩ふがら其便ある  
を以て十月五日藤村太郎大石雄太郎を率ゐ石州國  
境より至るまでの地形を視察し、十一日三田尻より歸り  
轉營の議を決し廿日三田尻を引揚げて徳地より轉營

一會り、予ハ御所帶方頭人北條瀬兵衛が山口より駐れ  
るより面會し奇兵隊一年分の給與を一時より交付せん  
ことを請ひ之を得て直より徳地より赴けり是を政府の  
有司が未だ全く俗論黨より變更し盡さる前より非ざ  
きば得べからざるを以てふり又前田其他一二の有  
司も亦山口より滯在を以て予ハ窃々之より面  
事急かるとき來て奇兵隊より倚るべきを約し、  
是より先き徳地より轉營するの前二日岩國侯の宮市  
驛を通行せらるゝより會を、仍て面謁を乞ひ書を上り  
て情を陳して曰く

戊午以來 御兩殿様 朝廷の玉意を御體し被遊  
皇國一和の御基本御立被遊度 天朝幕府の御間

へ御周旋被遊、天下の諸侯々先づ、攘夷の御先鋒被遊、朝廷より監察使迄被差下候處、八月變動以後、奸賊の雲霧、朝廷を蔽掩し、剩へ征伐の議を興し、逆焰愈盛、候へども、御兩殿様御誠意益明白、而て、乍恐上ハ九重の天心を動し、下ハ閭巷の愚婦まで御國を感戴仕候事、偏々御正義のいこを所々候へども、抑、洞春公及び元春、隆景二公の御陰助と乍恐奉存候、古へより忠義の侯伯、一時讒誣を被り、人衆勝天候とも、苟も正議不撓、所守不變、候へば必然天定勝人の時至り、今日何を畏き、何を憚り、一定の國是を變じ、奸賊の術中々陥り可申哉、方今之急務、外ハ寂然無聲の體を示し、内ハ御兩殿様

の御誠意を擴充し、政體を正し、武備を脩め、闔國同心戮力、以逸待勞、攻守の變々處へ候も、奸賊無實の名を以て、御國を誣候へども、頭を隱せば尾を露し、人心不服候ゆゑ、畢竟烏合の兵、遠地の勞々不堪、必ず自ら罷敝廢潰可仕、曠日彌久の間々ハ、天下正義の諸侯々起て相應ト可申、左候てこう、御國の正氣千秋を貫き朝廷への御恭順御祖宗様への御孝道御立被遊候御儀と奉存候、右の趣意を以是迄追々建言仕候處御採用被下置候様被仰出、難有奉存候、先日以來、監物様御自任御周旋被遊、不日正邪分明、廟謨一定被遊候儀と奉企望候處、御兩殿様御歸萩被為遊、今以御歸山無之、御實行御揚

げ被遊の外、乍憚無御坐様奉存候處、誠々以て疑惑の至々奉存候、今日外ハ恭順の説を唱へ、内ハ畏縮の口を隠し、一身の私を挾み、正人を推倒し、眼前の苟安を謀り、御國の安危を不顧、畏戰候心より、終々ハ御兩國を以て奸賊々餌一候の素謀有之候者多く相生ド、不忠不義の至り絶言語候、萬一其等の説々御傾聽被遊、御國論御動搖相成候て、天下へ對一御面目も無之、去年以來振興の兵氣も一時よ解散し、其極粗暴の沸騰を致し候ハ、必然の勢と奉存候、此度御歸邑被遊候由奉承候、定て御議論も御一定被遊候事と奉存候間、御周旋の御趣意奉承度奉存候、今日天下の形勢を熟覽仕候處、忠義の諸侯伯、

御國の舉動は御依頼被成候御方も不少、既々御國近日の議論を御聞被成候て、殘念の至りと被仰候御方も有之候様承り候、若一今日より御確定の御國是を御變動とも有之てハ、奸賊の術中よ陥り候のみからば、正義諸侯伯の憤を受け、天下皆敵と相成可申候、監物様今日の御變動ハ兩國の存亡相決候儀と乍恐奉存候間、不顧唐突奉伺候以上、

十月十八日

奇兵隊

是時より岩國侯の左右へ常々俗論黨の擁護あるありて予輩の陳情ハ言論と書疏とを問ひ到底貫徹をべきの途ふとと拒則せられたり

廿七日高杉の萩を脱して山口より到り井上聞多の負

傷を訪問し直徳地の本營より予も會して將來の方策を議し三更より至る後今して云く

火の影をよく見る今宵う耶

と僅々十七字の俳句ハ實よ當夜の情景を寫しこりと謂ふべし夜將より明けんと次予ハ高杉又伊藤傳之助を附屬せしめ富海より出で早船より乗じて馬關より來めさり斯くて鳥形へ白石正一郎を訪ひ遂に筑前より至り潜伏して以て時機の到るを待てり蓋し此間大は計畫せしことふるべし而して總督赤根武人ハ三田尻到着以來歸省して國難よ關係せざる者の如く此時より當て五卿ハ尚山口より在りとも唯數輩有志の

訪問あるのみ而して萩城よりてハ俗論黨日益其勢を得て跋扈し正義の諸人を黙け己等之より代りて政權を擅まゝよし志士を捕縛し兩公を擁し遂に幕府より要求する所の三件即ち山口城を破毀する事、五卿を引渡す事、諸隊を解く事を實行せんとし剩へ社稷を重しとすると云ふを口實よ籍き封土ハ何程削らるゝも毛利家の名跡を存する以上ハ唯幕府より之を從せんとする意を決し假令兩公の身上より禄位を保つの外よ他念あるも顧みば只妻子を安んド雷同附和する輩ハ互に相結合して其首領等を聲援し從ひざる者より或は説諭し或は恐嚇し以て己の

黨勢を固く、諸隊と相頽頗せんと試み外より向て、偏より哀訴歎願を是を主として専ら恭順謹慎の状を粧ひ、君側の如きも盡く舊時の人物を斥けて新より其黨中より推薦し其服制の如きも割羽織筒袖括り袴紺足袋を禁じて丸羽織平袴白足袋と為し、強て太平無事の姿を飾り言語應對より至りても天下の形勢國家の事情等の語へ一人も之を口より發する者ふく暑寒、風雨鶴鳴雀噪等尋常の瑣話平語を以て得意の政策とふせり、如其國情より變遷せしを以て諸隊兵士父兄も其子弟の隊中より在るを欲せば往々書を投じて歸萩を促るものあり、故より徳地より轉營をしや嚴正の規律を設け一人も猥りより外出をるを許さば書状

の到着を俟ち其隊長の檢視を経て當人の接授せしむ又隊中より諭示して曰く、「口より書」一禮讓を本とし、人心より背ざる様、肝要とするべく候、禮讓とは尊卑の等を亂さず、其分を守り、諸事身勝手無し、眞實叮嚀にして、心をりがましき儀無之様いゝ、」候事。

一農業の妨げ少しくもいこをまじく、猥りより農家より立寄べからば、牛馬等小道より出遇候へど、道へりより速より通行いとさせ可申、田畠たとひ植付無し之處よりも、踏あらし申まじく候。

一山林の竹木櫨楮ハ不及申、道べりの草木等よりも伐り取申まじく、人家の果物鷄犬等を奪ひ候杯ハ

以ての外は候、

一言葉等尤叮嚀々取あつゝひ、聊もいりつがま  
き儀無之人より相りこしみ候様、いきをべき事  
一衣服其外の制、素より質素肝要は候、

一郷勇隊の者ハ、たのづくら擊劍場へ罷出、農家の小  
兒ハ學校へも參り、教を受け候様、かつて申べく候  
事、

一強き敵ハ百萬といへどもたろきば、弱き民ハ一人  
と雖もたそれ候事、武道の本意といふ一候事、  
己は前文は述べる如く諸隊の屢々、兩公は建白して  
時事を痛論し速々駕を山口は還し、國是を變更せざ  
らんことを陳請し、然きども只人心鎮壓の為め

暫く萩城は赴きしまでよて決して國是を變更する  
は非ぞとの温諭は止まりて毫も採納の實を見ぬ  
是皆君側の姫徒が君公を擁護して諸隊の精神を上  
通せざるの致を所ふり情勢此のとくあるを以て  
防長二州少數志士の外は皆俗論は與えて外小ハ幕  
兵の來りて我は迫る者あるも其難は當るの精神ふ  
く正議の言論は盡く聽きにして有志の諸隊は皆  
孤立して據るべき所ふし今日の事は唯一序の誠  
心を貫き防長二州の為めは弔ひ合戦を為して國  
是の挽回をおろみ而して人事の盡くるよいたら  
ば斃れて止むの外あることか、然れどもこれを爲  
をは正當の順序を踐まざるべからばと思惟し

るを以て予ハ乃ち山口大神宮及洞春公の神靈又祈願し斷食參籠して以て其目的を貫徹せしむべきの意を決し其建議草案を起さん為め陣中の喧囂を避け十一月朔長三洲と共に宮市より藤村樓よりトたり偶海軍局の總督松島剛藏の来るゝ會を、松島の局務を終るの後其夕再び此樓より久一振りよ天下の事を談をべしと約し去りけるが暫くして又來り樓の階段の中央に佇立し首を延べて予を呼びて曰く急使山口より来て余を召す當より赴くべしと予ハ之を聞き驚き止めて曰く足下若し山口より赴うば恐らくハ再會の日無りるべし必ず行くべからば松島曰く否々余が罪を得るも遠流より過ぎるべし

予ハ尚固く之を止めされども遂に聽うべにて去きり果せる哉松島ハ山口を經て萩より至り投獄せられざり予ハ此夜建議書の稿を卒へて枕より就きより夜半を過ぎて世木騎六隊中より馳至り報トて曰く福田俠平山口より來る急より歸陣せられよと、乃ち天明宮市を發し直より徳地より歸り福田を見て曰く大事ありや福田曰く俗論黨の勢力日々熾にして兩君公より還駕せられば地方代官の如きも正議黨の者へ之を罷め俗論黨中の者をして之より代らむ形勢此の如くふれば直より諸隊を合して公卿を奉ド奥阿武郡須佐より退き時機を觀察して事を擧ぐるゝ如クビ須佐ハ益田大夫の采地として民心歸從の便あれ

バ此地より於て兵力を養ひ戰畧を定め以て事を為さ  
バ必ず濟ることあらん此事ハ野村靖之助と共に謀  
り三條公其他より上陳し已る決議せりと野村  
他藩入の公卿の謁見する者の應接等を務めるを務めたり予  
公卿の議論京師の情勢等を通報するを務めたり予  
之を聞き且驚き且憂へ之を告げて曰く今日の事  
かる只斃きて止まんのミ即ち干戈を以て君側の奸  
を除き以て國是を挽回するは在り然るゝ奥阿武郡  
ハ長州最北の一隅なり此は割據するは甚ざ得策よ  
非ば運搬其他百事不便を極め天下の情勢をも察知  
するを得ざるを以て一とび其地より入をば復と再擧  
するの望ふきのみからば之を守るも亦守る可から  
ば遂に民家より隠れて屠腹して死するの外かうるべ

レ予ハ熟々此事情を推考して國是挽回の一策を草  
をり宜しく一讀せらるべ一然れども須佐より退去を  
るの議已る公卿より上陳して決定しそる上より之を變  
更する由ふからん己むを得ざんば先づ其議又從  
ひ更よ方畧を講ずるの一途あるのみと福田より予が  
草案を読み膝を拍て曰く目下の事此策より出でざる  
可からば山口の議い已る決したるも尚變更するを  
得べし、予曰く恐らくへ難からん、福田曰く否々必其  
事を遂げん請ふ余が為を所を見よと直よ馬よ策て  
去きり、福田より磊々落々剛毅として卓見あるの士ふ  
已既に公卿より上陳して決定して退去の議を變更  
すること容易よ行へるべーとい思へれざきども福

田が決然之の任トする以上ハ或ハ幸モ行をる、事  
も有らん乎と予ハ一縷の望を此モ繫ぎたり、當時  
ヨキバ福田ふらざれハ行まれ難ゝるベシ何れの策モ決をるも出陣をざ  
るべからざきバ輒重其他の準備をふゝくる處モ福  
田ハ山口より書を寄せて曰く公卿も君の策を以て  
可とせられ前議を變更をるよ決一こきバ其方向を  
以て策を運らきベ一山口の諸隊會議所とても君の  
草案モ對し更モ異議を立る者ふゝと、仍て予ハ諸隊  
モ告知するモ此策を以て一日を期して諸隊齊しく  
發モるの約を定め我ガ各隊長を集め之を實行モる  
の手續を議一狙擊隊長藤村太郎を以て參籠者の一  
人と一諸隊へも之を通知せり

斯くて十一月四日早天總軍出發の令を傳へ一同幕  
食結束一隊伍を整へ徳地の陣營を發一山口モ向ひ  
く、此日や天晴き寒甚く霜華凝結して屋瓦皆白  
一軍の士氣凜然とて慷慨憂國の念面目モ溢き  
たり、蓋一此より一て愈身を逆境モ措き以て百難  
當るの初めふれバふり今日より之を回憶するも猶  
人をして奮起せしむるものあるが如し、然るモ山口  
町奉行ハ俗論黨の一人ふるを以て若一之モ告げ豫  
め相當の地を借り屯營と爲毛の備を設くることあ  
らば其事の爲めモ漏洩せんことを恐き奇兵隊ハ直  
モ常榮寺モ入り之モ屯せんと欲一同寺モ到る、然る  
モ同寺ハ政府の武器庫と爲りときバ強て之を屯營

とふをときひ多少の混雜を生ずるも測りがくれば  
更よ退て古熊の永福寺を以て我本營と為し令を  
下して大々全隊を戒飭し糧食等ハ庄屋其他ニ囑托  
供給せしめくるニ皆快く承諾して實ニ豫想の外ニ  
出でたり此夜山口滯在の執政浦馴負ニ依リ建白書  
を兩公の覽ニ供せんことを請ふ此際元奇兵隊總督  
瀧彌太郎ハ本營ニ  
セラミ獄ニ入リ  
縛翌五日豫め謀り  
如く諸隊  
總代二人御楯隊一人御兵隊一人を以て太神宮及常榮寺小  
參籠せしめ皆麻上下を著し之ニ護衛兵五十人を附  
一々り而して建白書の寫しを以て在山口兩公夫人  
の邸ニ奉呈し且つ決して粗暴の行為ふき旨を陳述  
一々り建白書の文ニ曰く

微臣等昧死頓首謹て奉申上候微臣等庸劣情弱乍  
恐君上御憂慮の日ニ當り身國難ニ殉ること  
能むに苟且偷生居り候事罪不容死鴻恩寛容報ざ  
るニ所ふし區々の微衷不能默止屢大威を犯し奉  
り深奉恐入候先月以來數度の上書乍恐國家の御  
大事今日ニ在りと奉存候間至愚の謀策建議仕候  
處御採用の命を蒙り且御國是ハ萬々御動搖不被  
遊候間決て無氣遣鎮靜可罷在候と懇々御開諭被  
仰付不堪恐懼之至謹て御實行御擧被遊候を奉侍  
候處御兩殿様無程御歸萩被遊候事既ニ關國の  
人心を動かし視聽を驚かし候上近日の御處置ニ  
至り候てハ乍恐臣等の解せざる所疑惑の至ニ奉

存候、今日 天朝への御恭順、四境の賊軍を御待被遊候御大策ハ、八月晦日被仰出候御直書の趣、御決意被為遊、且微臣等追々奉申上候所ニ御座候ヘバ、再三不及陳述、御國是毫釐も御動搖無之、不愧天地の御至誠を以て、二州を御顧不被遊の正義を張り、廟堂の委任を專ヨリ、方興の士氣を振勵し、主客の形、老壯の勢を審ヨシ、眼前の小勝敗は拘ハラビ、天下萬世の公論を恃み、確然御守被遊候也、天日未墜地、天祖の威、御祖宗様の靈、御照鑒被遊、御開運の期、斷然無疑奉存候、若又一時の小挫折をして、十年の御國是御變動有之候程は候ハシ、たゞひ萬紙の起請を奉ト、千人の頭顱を獻ド御詫被遊候

とも、奸賊一點の仁心ふく、君門九重の深ニ在リ、決て御兩國の亡滅ニ損益無之候、君上の御處置、洞春公の御遺志ニ違ひ、名義を御失ひ被遊候儀有之候も、二百年恩波ニ浴し、飽食煖衣大祿を費し候諸臣、死を以ても御諫申上、天地ニ御愧不被遊様可致の處、八月十五日同晦日被仰出候御直書の趣にて、内外多難の時ニ至り候ても、確然不動の御趣意ニ被為在候も、却て妄誕の邪説を唱へ、御恭順の名を假り、偷安の心、貪權の私を成さんと以、其心を推究むるも、乍恐 御兩殿様ニ迄罪を歸し奉り、御兩國の生靈を以て、悉く奸賊の手ニ歸し候ても、其一身の安を謀り候儀と洞察仕候、堂々とする二州

の地を以て、御祖宗様以來三百年養士の報賣國謀身、其君を大難に陥れ奉るの外無之ハ、實に痛憤切齒ニ不堪奉存候、今日の御新政を奉伺候ニ御直書之御趣意ニ違ひ、萬事監物様へ御委任相成、舊來之諸有司を罷黜し、昨年以來俗論を以て罪を得候者共、次第ニ御採用相成事、不堪恐懼の次第と奉存候、御歸萩の儀ハ、暫時俗論鎮靜の御為めとも被仰出候ヘども、今日の御處置ニ至り候てハ、如何程御國是ニ於てハ御變無之段御辨解被遊候とも、乍、恐信服仕候者決して無之候、先日監物様御歸邑の節、於宮市拜謁仕、御兩殿様御趣意監物様御周旋之御策奉伺候處、京師變動ニつき、三大夫以下廟堂之

諸有司を罪し、天幕の間ニ御謝し被遊候との御事、乍、恐三尺の小兒も、其非を知候程の御下策、決して御兩殿様御趣意ニハ無之儀と奉恐察候、元來奸賊征討の論を唱へ候ハ去年八月ニ有之、既ニ手配迄相定居候位、今七月變動以後始て起り候事ニ無之候ヘバ、獨り三大夫ニ罪を御委ね被成候てハ不相濟、且、京師の變ニ奸賊と交鋒候のみにて、天朝へ對し御申譯無之儀ハ決て無之候、たゞひ、御兩殿様正義御唱被遊候ても、奸賊、天朝を壅蔽し神州の國是を誤り候ハ、堂々の兵を以て先づ國賊を御討滅被遊奉安、宸襟候程の儀も可有御坐候ヘバ、交兵候とも一概ニ罪と申譯ハ有之間敷候

不幸として衆寡不敵挫折を取候故に俗論誣説を起し候へども、萬一京師の軍大勝を得て奸賊を微塵も致し候へども、其時如何可有之候哉、勝敗の時運も有之、一度之挫折を以て定論より難仕候然れば征討論ハ此節の儀より起り候事も無之候へば、三大夫以下を罪し御謝し被遊候とも、決して惻隱の心を生ド候儀ハ無之、愈我畏縮を悔り、我虛弱も乘ト可申候、素より京師の變ハ君上御存知無之儀も候へども、其申譯の為め、今日迄同心合力、患難を共に御凌被遊候諸臣を殺戮致し候へ乍恐君上兼ての御仁徳とも御相違被遊候御處置、決て御趣意とハ不奉存候、必然讒佞の私忿より、奸賊の

密謀も陥り候儀、餘り無言甲斐御儀と乍恐奉存候既に御國是御變動、奸賊も御從ひ被遊候様にてハ天朝への御忠節も廢し、宸慮も不從、前議を不踐候てハ幕府へも御信義相立不申、正義を忘却し、萬世の公論も背き、御家名の瑕瑾と相成候てハ、御祖宗様への御孝道も空敷相成り、兼々御兩國中へ御告諭被遊候御趣意、八月十五日晦日御決心の御直書も反古同様も相成り、御國民も信を御失ひ被遊候段、實以て不堪悲泣之至、存せんと欲して却て亡ひ、治めんと欲して却て亂を候へ、眼前の事と奉存候、諸隊解散の儀も至りてハ、最も無其謂事と奉存候、人材成育武備修整ハ第一の急務、他日大攘

夷の思召も無之人材も御棄被遊候程にて、御國是御變動無之とハ難申候。若又諸隊を被立置、兵を練り候て、御恭順の御趣意相立不申儀候ハ、御兩國中の城郭を毀ち、武士ハ悉く甲冑を碎き雙刀を脱し、御國中隅々迄一箇の武器も無之様不被遊候也。御恭順は相成申間敷哉、俗論畏縮の徒、大節は臨み如此妄説を唱へ、御國是を亂し候段、言語は絶候儀と奉存候へば、伏て願くハ、雷霆の御英斷を以て速々山口へ御歸り被遊、俗論邪説の者を御抑へ被遊、人材を成育し、武備を充實し、御國是愈以て御確定被遊、是迄被仰出候。御直書の趣、御踐行被遊候様、不堪懸願之至奉存候。古より人君ハ英斷

を以て主と為毛と承り候へば、一時の人情を拒ぎ兼ね、萬世の國辱を御取被遊候様有之候てハ、御兩國數十萬の生靈一日も消滅可仕候、楠左中將家世三代王事も死し、一族の血肉野草も塗し、家亡び國滅し候へども萬世忠臣の鑑とぶり、今も至て猶生るが如し、尊氏朝は官軍とふり暮は賊首と為り、天下の諸侯も諂諛し、終は將軍と為り候へども、後世人々其肉を食せんと欲し、高山彦九郎匹夫の身を以て其墓を鞭うつゝ至り候、正邪の分、曲直の辨、存亡も預り不申候、微臣等區々の微衷も堪へば、今日も至り手足を措く處無之人窮して天も反るの誠を思ひ、謹て山口大神宮の社地、常榮公の御靈前も

參籠仕り、泣涕流血、御國論の恢復を奉祈請候、一  
點の微誠、御垂憐被下、神慮君心御符合被遊候を  
バ、微臣等ハ言ふ足らず、御兩國の大幸、天下の大  
幸と奉存候、情意切迫、言語忌諱ニ涉るを不顧、干犯  
威嚴、伏て奉待斧鉞候、微臣等昧死恐懼謹て奉申上  
候、

甲子十一月晦日官軍中奇兵隊中  
御楯隊中  
背懲隊中  
游擊隊中  
八幡隊中  
其外同志入封中

此書の萩ニ達するや萩の政府ナリ、諸隊總督其外  
頭立くる者を召したり、諸隊ハ乃ち書面を以て總督  
其外の輩ナリて隊を離きて此地を出發する時ハ諸  
隊の何時沸騰するやも測られば幸ニ八重垣隊其外  
同志の者共の萩ニ在るものあきバ是等を召させら  
れ命令せらるべ、我等ハ於てハ精々諸隊を鎮撫し  
て以て後命を待ち奉る可き旨を申しこり是れ十一  
月七日の事ふりき

是より先き萩ニ在る諸有志よりも予輩と同旨趣の  
書を上つること數回ニ及ベり其文曰く  
泣血頓首謹て奉言上候、神州の盛衰、御國の榮  
辱、全く今日今時ニ有之誠ニ以て累卵の危よりも

甚しく、一旦措置を誤候てハ、再ひ取返し候事決て難相成、臣子の至情激切の至る不堪奉存候、先年被仰出候通り、如何様御艱難被為在候とも、天朝への御忠節、幕府への御信義、御祖宗様への御孝道不被為立てハ不相叶、況や當今の御處置よ於てハ、盛衰榮辱、間髪を不容御時節と奉存候、然る處遇日以來の御様子を以て奉恐察候處、御模様聊御動搖無之とも難申、痛哭流涕の至る不堪、就てハ不得止事、同志中の者申合せ、左の件々奉言上候、尚御様子奉伺候迄ハ、一統差控、鎮靜より罷在候間、何分御雄斷を以て、早々御處置被仰付度奉願上候、

一尊攘の大義、萬不可止、去秋薩會二奸、脅慮を擁し

敕詔を矯候始末、實以て神州の大事、癸丑以來種種御周旋被遊、去秋變動より候儀、奉敕始末の肯大義分明、萬古不易、勿論之事よ有之、先般闕下騷擾よ付てハ、既よ三大夫其外嚴重の慎みをも被仰付、天幕へ委細御申達相成、大義分明、露程も天地よ御背き被為遊候事ハ無之候へば、大八洲よあらん限りハ、岩木猪猿よ至る迄、速よ九重の雲霧を驅拂ひ、聖明の君、睿慮偏よ四海よ照徹まします様盡よ盡さびてハ不相叶候處、今般京師の一舉よ付てハ、奸賊再び此機を時とて、重て上下を誣ひ遮り、偏よ己の意を逞うせんと欲し候折柄、一朝よして正義萎靡、御國是變動致し候様よて

ハ、年來の御誠意徒々水の泡と相成候のみふらば、神州の命脈全く地を拂ひ、天下の大事君臣の大義乍恐。天朝への御忠節如何可被為在哉と恐惶の至々不堪奉存候、且又御當家様の御儀ハ、御門閥ハ不及申、乍恐監察使を始め奉り、數度の勅詔、且從來被仰立候條々も、今日全く反古同様と相成候儘徒らは兇賊の威焰も壓せられ、畏縮因循よて御國是變轉仕り、既々天朝への御忠節、曖昧の御蹤跡も相成、天下萬世の笑を請け、左候て社稷の存亡未だ不可知、乍恐御先靈様へ被為對、御孝道の御筋如何可被為在候哉、恐懼の至々不堪奉存候、尚又先般馬關講和の次第付ても、速々内憂より驅

除き、神州一致の御功業、屹度相立不申てハ不相叶且去秋變動後ハ、諸藩とも紛々議論の最中へ、大義分明を以て追々御使者等被差立、御説得をも被為在候程の御事よて、今更御國是御動搖と申候てハ、實以て不相濟、頃日筑藩よ於ても、黒田山城ふど流罪被申付候由ふて、昔日ハ筑藩へ御説得、今日ハ却て吾藩へ説得致され候様よてハ、天下後世へ被為對、何の御面目ク候べき、何分内憂外患差迫り候折柄、大義幾重も御洞見被遊奉敕始末の旨、屹度千歳ム御立貫き被為遊、先般被仰出候通り、御國是彌以て御確定、決て御動搖有之候てハ不相叶奉存候、一萩御在城の儀ハ、定て暫時の御事と奉存候處、既々

御滯在も數旬も及び猶此上急も御歸館被遊候御  
模様も不奉伺、賊兵既に四境も差塞り候へば、萩  
御城の儀へ敵衝の海岸、不虞の變何時も難計、乍恐  
御身上の御安危も拘り候御場所も候處、偷安の  
人情か、る至危の地も被遊御坐候をも忘却仕候  
てハ不相濟且上様も於ても自然其情も被為引  
候てハ實以て社稷の御大事と奉存候、山口の儀ハ  
南北の幅員も有之、且東西の中央も候へば、萬一の  
節、御指揮十分も被為行届可申、尚地の利をも得候  
へば、早々御歸館被為在度候、  
一監物様へ萬端御委任被遊候との御事、乍恐後來  
御國政の隆替も關係不仕哉安危存亡を同うき

るい、君臣一體の倫理も候へば、御國難の儀、吉川家  
よ於て争で、傍観可被成哉、尚又御委任の有無も  
依り、監物様の御盡力左まで厚薄深淺の差別も有  
之間敷候、取分け追討の事も付、朝廷へ被為對候  
大事件の儀、御任せ切も相成候てハ、第一御不敬も  
相當り候へば、御家の外聞如何可有之哉以來何  
事もよらば、御直も御掛引被遊候て、諸藩の輕侮を  
不被為受候様、篤と御熟慮被遊度候、

一外御恭順、内益、武備御充實と被仰出候へ、乃文武の  
謂も相叶ひ居り可申と奉存候、然る處、内益、武備充  
實と申そ所、十分も不被為行届候てハ外御恭順の  
御趣意も、因て相貫き申間敷と奉存候、抑年來被為

盡候處の御誠意、天地鬼神と對し、毫も殃咎被<sup>レ</sup>為受  
候廉無御坐候、且 今上聖明の天子と被<sup>レ</sup>為在候へ  
バ、御誠意の所も終<sup>レ</sup>ニ相霽<sup>シテ</sup>可<sup>レ</sup>申、天下諸藩草莽  
の有志、諸國閭巷の小民<sup>ノ</sup>至る迄、御誠意の所盡く  
感服仕居不<sup>レ</sup>申ものハ無御坐、只薩會等の暴威<sup>ノ</sup>惑  
ひ、其旗色を見て無是非進退仕る氣味<sup>ノ</sup>可<sup>レ</sup>有御坐  
と被<sup>レ</sup>相考候、尚又外御恭順を以て、御誠意の所、御辯  
解被<sup>レ</sup>為在度被思召候ても、薩會二奸の慾<sup>ハ</sup>不奪バ  
不厭候間、中々容易<sup>ノ</sup>折合申間敷候得共、武備充實  
衆心一和仕り候<sup>ハ</sup>、諸藩有志其外人氣渴望<sup>シテ</sup>  
屬目<sup>シ</sup>くる所も可<sup>レ</sup>有之と奉存候<sup>マ付</sup>、幾重も内益武  
備御充實の所を、精々御配慮被<sup>レ</sup>為在候<sup>ハ</sup>、年來

の御忠節御信義御孝道共<sup>ニ</sup>消滅、乍<sup>ニ</sup>恐御家之御恥  
辱不<sup>レ</sup>過之、千歳之遺憾是事と奉存候、有文事者ハ必  
有武備と申候<sup>ハ</sup>、内益<sup>ノ</sup>武備充實<sup>ハ</sup>克々御味<sup>ハ</sup>、萬  
萬嚴重御整被<sup>レ</sup>為遊度奉存候、

十月

此節巷説承り候<sup>ハ</sup>、水製場<sup>ノ</sup>於て製造被<sup>レ</sup>仰付  
來候大小銃等、新規製造<sup>ハ</sup>被<sup>レ</sup>差留候由、人氣彌<sup>シ</sup>發  
弛、賊威益<sup>シ</sup>盛熾、歎息の至<sup>ニ</sup>奉存候、今日の事悉く  
右様の風情<sup>ノ</sup>御坐候<sup>ハ</sup>不得<sup>シ</sup>止、又茲<sup>ノ</sup>奉申上  
候事

不憚忌諱奉言上候、先日箇條書を以て奉歎願候儀  
如何御採用可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰付候哉、早々御裁決被<sup>レ</sup>仰付候様

奉願上候然る處頃日傳承仕候へ來月十一日を  
限り追討使と號し御國へ罷越候様子有之此一  
著御應接の次第誠として國家存亡榮辱の秋不容  
易事件屹度御廟算も不被為在候てハ不相叶奉存  
候處今般御黙陟被為遊候御次第彼是御國是全く  
御變轉被為在候御模様付てハ誠として日夜痛  
心罷在り臣子の至情難默止推て奉建白候元來去  
秋八月奸賊叡慮を擁奉りしより神州の命  
脉偏よ御國よ關係仕り天下忠臣義士隨て振起仕  
り居り候處今日御國是全く一變仕り飄て奸賊一  
様よ去八月後を眞の叡慮と御遵奉被遊候様  
相成候てハ日月晦蒙天地否塞千歳の後乍恐不義

不忠の醜名決て露べりらば候事慷慨の至よ不堪  
奉存候然る處當今天下の形勢薩會兎賊の所業と  
ハ乍申第一敕命を擁り居り候事致一方ふく如  
何様難題申掛け候とも否や被仰出候ても不相濟  
且又神州の為め暫時御膝を被屈候ハ御國安穩  
よて後來兵を養ひ食を足し如何様の大囁起をも  
可被計との儀申上候者有之哉御坐候へとも是  
全く天下の形勢小暗く偷安の情より差起り候事  
よて既よ千歳の大義を誤り候上奸賊よ甘心する  
所此膝一屈決して再び伸び候ハ思ひも寄らば臣  
子一點の憾み空しく山色よ留り候のみよて乍恐  
御國をして幾久敷不義不忠よ陷らむるより外

ハ無之痛哭悲泣の至々不堪奉存候就てハ今般追討使へ一應御應接御辭解の次第如何被仰出候哉斯道無二左の意を以て被仰出度奉存候去秋八月京師變動の儀實以て神州の大事委細奉敕始末其外追々致歎願候通々有之候處先般諸藩浪士及び脱走の家來共天王山へ致屯集右父子の意を汲み歎願仕候様子相聞え自然暴動も難計家老國司信濃益田右衛門介福原越後等申合せ諸浪士一同不圖も輦下騷擾立至り候付てハ國元々於て嚴重々慎申付置候段先般御届申上候通々有之候尚又國司信濃へ軍令狀相授候儀ハ其節京師の狀態狼藉の族も不少且

外夷襲來の事も有之旁以異變の節多人數の駆引武門の辱を不受候様心得の為め相授候事又有之候就てハ事實情縷是非曲直始末分明は被遂御詮議度奉存候事

右様被仰出候ハハ實以て公明正大毫も天地より御背き被為遊候御事ハ無之其餘無理非道より闖入候ハハ聖明の觀念よハ決て無之速々斬除可被遊ハ勿論の事と奉存候然る處御兩殿様よりてハ追々被仰聞候旨も奉拜聽大義及時勢既より分明御洞見被為遊候へども畢竟君意未だ擴充不仕儀ハ樞機の職より候もの間々時勢より暗して御國を只安穩と計り思ふ心よりして終々偷安より

流を俗論隨て增長し、今日の如き正を排し邪を導き候様相成爾後益多難の間、萬機も應ト候儀決て覽束かく、杞憂の至も不堪罷在候就てハ千歳の大義を辨へ、當今の時勢も明うかるものを以て、政府の職員も御登用不被為遊候てハ不相叶奉存候、僭越の罪奉恐入候へども、事變今日も差迫候て、乍恐君意を奉擴充候者一人とて無之、不得止奉申上候間、先日建言仕候條々、合て御裁決被仰付候様奉願上候、誠惶誠懼頓首再拜、

月日

諸隊 中

諸隊ハ已ニ山口も會せり先づ山口の人心如何を察するも頗る安堵して騒擾の景況より獨り山口町奉

行ハ惶慌して舉措を失ひ屬吏をして轍を飛をさく  
め萩城も急報すること項背相望めり、十一日萩より  
ハ兩公の使者とて毛利上野も副をもるも山縣與一  
兵衛諫早己ニ郎等を以てし山口も來らしむ此輩ハ  
皆丸羽織を著け平袴を穿てり諸隊よりハ御堀耕助  
野村靖之助等之も應對したるも來使ハ君公の直書  
を持參りて之を示せり其文も曰く  
此内以來、追々建言、令一覽候、此節奉對 天朝、恭順  
第一も候間、鎮靜肝要之事も候、萬一於國內暴動有  
之候てハ、深く恐入候儀、不忠至極も候間、動靜共可  
隨指揮、此旨能々於相心得ハ、本懷之事も候、委細上  
野可申聞者也、

且つ告げて曰く抑先般禁闕を犯せるの事ゝる。朝幕府より對して實は謂をきふき事件ふれハ兩公は於てハ謹慎恭順を盡し以て罪を謝せらるゝの外あるへうらば故に兩公を山口を退き萩は閉居をられより幕府より問罪の師至るあらば麻上下白足袋以て之を國境を迎へ謹で其命を聽くべし決して粗暴不敬の舉動を為し可うらば如此時宜かるを以て諸隊長は於ても宜しく其旨を體し少壯過激の者を鎮撫すべし參籠祈願等も事甚ざ不穏な渉きバ速々解散し以て命を待つべしと諸隊ハ謹で之を對へて曰く兩公の忠節を天朝は盡し信義を幕府は重んじ玉ふふるゝ幕府ハ詔を違ひ兩公を讒訴し以て今

日あるを致せり兩公果して何の罪がある望むらくハ宜しく速々山口は還駕せられて益人心を固く一方向を定め以て國是を不拔期せしめ玉ふべきふり又兩國士民くるものハ此際は臨みてハ千辛萬苦を忍び一々君寃を伸雪して國是を挽回するを勉めざる可うらば徒らよ畏避怯情よして國辱を増すが如きハ是き男兒の事非ざるふり且夫れ甲を被り兵を執り以て國家を扞衛するハ是れ臣子の本分なりと堂々主意の在る所を辯して大は使命は反對一遂よ其局を結ぶよ至らば其問答中は幕命よて兵

器を渡せとあらば如何と我より問ひくるゝ彼へ已  
むを得ざるかりと答へ、問削封の命あらば如何答毛  
利氏の血食を千歳も絶つゝ勝るふり、問然らむ君公  
御父子様の御身上も言ふゝ忍びざるの命を下しと  
る時の果して如何ぞや答君を輕しと一社稷を重し  
とをるハ今日小在て實も止むを得ざるふりと、之を  
聞きて野村等へ覺えび聲を發して驚き入ると呼び  
こり御堀の容を改め色を勵まして正使も向ひ上野  
殿へいゝ御考へふさるゝやと問ひけり上野ハ  
遂巡答ふる能むべし、野村へ大聲して曰く公等の國賊  
と謂ふべし決して君命を傳ふるの正使も非ざるふ  
り君公をして割腹せしむるを甘んずるものハ國賊

よ非ばして何アや、御堀の語を續で曰く國賊を此儘  
よ捨置くべきよ非ざきども場所柄ふれバ暫く猶豫  
一且つ諸君の悔悟謝罪を待つと蹶起して俱も其席  
を去きり、上野等の正副使の恐怖して駕を命ずるよ  
違かく夜も乗じて山口を脱走し萩も歸りたす御堀  
等の歸途予の寓も會合して此事を議せり



